

議会の委任による専決処分の報告
(仮称世田谷区立松原複合施設整備工事)

- 1 契約件名 仮称世田谷区立松原複合施設整備工事
- 2 相手方 東京都世田谷区羽根木二丁目18番6号
協栄・高野建設共同企業体
代表者 東京都世田谷区羽根木二丁目18番6号
株式会社協栄組
代表者 五十嵐一洋
構成員 東京都世田谷区松原五丁目41番7号
高野建設株式会社
代表者 高野年弘
- 3 契約金額 既定金額 1,001,000,000円
変更金額 1,055,593,000円
専決金額 1,079,254,000円
- 4 工期 令和4年3月15日
- 5 変更理由 ①工事着手後、より騒音や振動を抑えるため、敷地境界の擁壁の解体および新設工法の変更が必要となったため。
②令和2年3月適用の公共工事設計労務単価に係る特例措置のため。
- 6 専決処分日 令和3年12月22日